

去年8月のニクソンの物価・賃金凍結政策以前には、医療費は、消費者物価指数上昇の先頭を切っていた。年間6～7パーセントの上昇であるのにたいし、全生活費のそれは、その半分強というところであった。この傾向は、「医療費爆発」とか呼ばれていたことであり、国民健康保険論議がこれと結びつけられていた面もある。

1971年5月から1972年5月にかけてみると、医療面でも急速な物価上昇がみられる。病院費用のあるものでは6パーセント上昇もみられた。手術料は7.8パーセント増だったが、しかし、薬と処方箋費用は、同期間2パーセントだけであった。

価格統制は、医療費高騰をおさえるのに役立つけれども、他方では、医師と病院側から大きな不満が出されることになった。アメリカ病院協会は、物価統制計画に決然と対決の姿勢をとった。理事会議長のカアウフマン氏は、先月、保健施設の必要度からみて、物価統制計画からくる不安・不平等などを連邦の力でとり除くことを要請した。

医師や病院管理者の不満は、彼らと施設の

収入増よりも、賃金や診療所・病院の諸経費がはるかに大きく増加している、ということである。これを一部反映して、医師組合 doctors' union の進展がみられる。合衆国35万人の医師のうち、1万～1万5千人が何ら

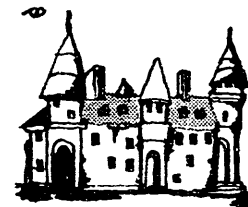
かのタイプの組合に属していると思われる。

“Price Control” *New-York Times*  
Weekly. 2 July, 1972.

(前田信雄 国立公衆衛生院)

## 西ドイツの老人に対する

### 保護の改善をめぐって



#### — 新老人ホーム法案 —

記帳の仕方

- 2 監督官庁に提出すべき報告書の種類
- 3 官庁が行う監査の範囲

その他、職員や施設に関する最低基準をつくり、入所契約のための条件を審査することについても県に権限が与えられた。

しかしこれらの規則にもかかわらず、最近目立っている営利的老人ホームの種々の問題、つまり老人の弱みにつけこんだ搾取、不十分な養護体制等の改善のために、これだけ

老人ホーム、住宅式老人ホーム、要看護者老人ホームで生活している人々の保護に関する法的規制が従来のもので良いのかどうかについてはかねてから疑問が持たれてきた。

1967年8月24日いわゆる営業規則が改正され、老人や身寄のない人々を収容する施設の経営に営業監督が実施されることとなり、県政府に次の事柄に関して規制を行う権限が委託された。

- 1 事業経営者が用意すべき帳簿の種類と

では不足であると一般に認められている。

つまり改正された営業規則によっては、存続している老人ホームに対してはある程度の監督を行うことはできるが、施設の開設のための許可制度はとられていない。開設に際してはただ届出を行うことが義務づけられているにすぎない。つまり経営者または施設長が十分な資格と必要な専門知識を有しているかどうか、建物の広さは十分かどうかをあらかじめ調査することができない。施設が始ってからはじめてそれらについて監督を行うことができるという具合であったので、監査の結果それが不相当であると判断されても老人にとってはもうどうしようもないことが多かった。施設が閉鎖されてもそれだけで問題は解決されない。なんとすれば短期間に適当な施設を老人のために見つけることは容易なことではなかったからである。

こうした弊害のために、専門家の間ではすでに以前から老人ホーム法の制定の必要性が主張され、具体的な検討が行われていた。勿論この立法に対する反対意見もある。それらの中には老人を保護するという考え方そのもの

に疑問をもつものがいて、老人は原則としてホームの中でも自分の権利を主張し、守ってゆくことができると考えた。しかし現実には公立、民間の公共団体のあらゆる努力にもかかわらず、老人ホームや要介護者老人ホームの定員は、日々増大するこれらの施設に対するニーズにとっても追いつかないのが事実である。従って老人にはホームを選択する余地がなく、営利的老人ホームで不都合な入所契約を結ぶことにもなりかねない。ましてやっとの思いでどこかのホームに席を見つければ、そこでのその後の生活が脅かされるような一さいのことを極力避けようと努めるにちがいない。そのために悪意のある施設の規則や経営者の指示に不本意ながらも従うことを余儀なくさせられる。法案に反対するその他の意見として、こうした立法は施設の経営者に良い影響を及ぼさないと主張するものもあったが、施設の監督を行う第一の目的はあくまでも老人の保護にあり、経営者にどのような意味をもっているかは二の次の問題である。

全体的に見てすべての討議の中で包括的的老人ホーム法の制定に賛成する意見が圧倒的で

あった。ここでとくに包括的とことわるのは、この法律は単に営利的施設に向けて制定されるのではなく、地方公共団体と民間公共団体のすべてのホームを対象とするからである。

ドイツ連邦議会のSPDとFDPは、連邦政府に対して、常時営業している老人ホーム、住宅式老人ホーム、要介護者老人ホームの老人を保護するための老人ホーム法案の提案を一日も早く議会に行うよう申し入れた、このため児童・家庭・保健省は各県の社会局の代表者等の協力を得てこの法案の準備を進めてきた。

こうして出来上がった法案によれば、この法律は常時開設されているすべての老人ホーム、住宅式老人ホーム、要介護老人ホームをその経営主体の如何に関係なく拘束する。この法律の拘束を受けないものは、老人住居だけからなるアパートで共同の施設がなく、賃貸契約により普通の家主に課される義務以上の特別なサービスの行われていないものと、障害者の施設および老人の休養ホーム等である。この法律の目的はホームの老人の身体上、精神上、の情緒上の福祉を守り、彼らがだまされたり不利益を受けたりしないよう老人を保

護することである。それゆえに施設住民の福祉が侵害されないかぎり設置主体の目標設定、方法等についてなんら制限を加えるものではない。

県によって施行されてきた従来の施設規則とこの法律の決定的に異なる点は、新老人ホーム法においては施設設置認可制度が設けられたことである。次の場合認可は与えられない。

- 1 設置申請者が施設の経営に要求される信頼性に欠けている疑いのある場合
- 2 施設居住者の身体上、精神上、情緒上の福祉が保障されずに、法律の定める最低基準に抵触する場合
- 3 要求されるサービスと実際になされるサービスの間に大きい差が存在する場合

設置の認可は経営主体が、県、地方公共団体および連邦社会援助法の第10章の範囲に含まれる主体については不必要である。社会援助法の第10章には公法上の宗教団体と6大民間社会福祉事業団体が含まれる。

認可に必要な最低基準は建物については、居間、集会室、食堂、廊下の広さ、保健設備の充実等に関してであり、その他に施設長の

資格、職員の数についても基準が設けられている。この基準は経営主体の如何を問わずすべてのホームにあてはめられる。

管轄の官庁に施設の開始を届出る義務はすべての経営主体に課されている。届出は施設の種類、所在地、定員に関してであり、とくに施設長に関しては学歴及び職業経歴を提出しなければならない。

開始の届出の義務と同時に施設の閉鎖も管轄の官庁に届出なければならない。施設を閉鎖する場合にはとくにその居住者の保護が問題となる。その他各県は規則を設けて、実際の収容人数、施設長の交代、職員の状況、老人の死亡その他必要事項の届出を義務づけることができる。

営利的施設だけに適用される規則として、情報提供義務および監査に応じる義務がある。施設の経営者も施設長とともに法の施行に関して権限のある機関に対して情報を提供する義務を負う。また監査権を委託されたものは常時、予告なしに施設の検査を行うことができる。また施設の居住者および職員と直接連絡をとることもできる。

近代の施設立法において監督権を確立させることは重要なことであるが誰が監督するかについてはいろいろな可能性がある。

新法律案は社会援助法の第10章の意味の社会福祉事業の中央団体が管轄官庁の委託を受けて、この団体に属する経営主体の行う施設の監督を行うことができると定めている。

管轄官庁は居住者の福祉を擁護し、彼らがだまされたり不利益を蒙ることのないように、必要な通達や指令を設立認可を受けた施設に対し発令することができる。この指導に従わない場合には認可の取り消しがなされることもある。民間の老人ホームと要介護者老人ホームの広範囲におよぶ実践に統一を与えるために、法律は今後老人に対して宿泊、食費、養護について必要な経費以外の特別の贈与を強要したり、受け取ったりしてはいけないということを定めている。ただしこの寄付は公共的目的や宗教道徳的目的のものであればこの限りではない。

Dr. Hartmut Schubert. *Theorie und Praxis der Sozialen Arbeit* Nr. 2, 1972.

(上智大 春見静子)